

姫路獨協大学大学院学則

(平成3年3月22日制定)

改正	平成	3年	7月	26日	平成	20年	5月	29日
	平成	3年	12月	16日	平成	21年	3月	12日
	平成	4年	1月	24日	平成	21年	5月	28日
	平成	4年	5月	28日	平成	23年	3月	17日
	平成	4年	12月	17日	平成	23年	5月	26日
	平成	5年	3月	26日	平成	25年	3月	28日
	平成	5年	12月	16日	平成	26年	1月	30日
	平成	6年	12月	15日	平成	26年	5月	29日
	平成	7年	12月	14日	平成	27年	1月	29日
	平成	8年	12月	19日	平成	27年	3月	26日
	平成	9年	12月	18日	平成	29年	1月	26日
	平成	11年	9月	24日	平成	29年	3月	23日
	平成	12年	3月	23日	平成	30年	1月	25日
	平成	13年	3月	15日	平成	30年	11月	29日
	平成	14年	3月	14日	令和	元年	7月	25日
	平成	14年	11月	28日	令和	2年	11月	26日
	平成	16年	3月	26日	令和	3年	5月	27日
	平成	18年	11月	24日	令和	5年	3月	16日

第1章 総則

(目的)

第1条 姫路獨協大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の教育研究活動等の状況について、第三者による評価を受け、その改善に努める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の3 本大学院は、その授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施については、別に定める。

(研修の機会等)

第1条の4 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本大学院の職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための

研修（前条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（研究科の設置及び目的）

第2条 本大学院に、次の研究科を置く。

言語教育研究科

法 学 研 究 科

経済情報研究科

2 言語教育研究科は、言語に関連する分野において、広範囲にわたる多彩な教育研究基盤をもとに、教育及び研究の深化・追求を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門的知識と能力及び創造的に対応できる実践力をもった人材を養成することを目的とする。

3 法学研究科は、法学の分野において、法に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成することを目的とする。

4 経済情報研究科は、経済・経営・情報の分野において、経済・企業活動における諸問題を的確に分析し、幅広い学識を教授研究することによって、高度な専門知識及び能力を有する自立した経済人・企業人を養成することを目的とする。

（課程及び専攻）

第3条 各研究科に、昼夜間において教育を行う次の課程及び専攻を置く。

研 究 科	課 程	専 攻
言語教育研究科	修士課程	言語教育専攻
法 学 研 究 科	修士課程	法 律 学 専 攻
経済情報研究科	修士課程	経済情報専攻

（入学定員）

第4条 各研究科の入学定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
言語教育研究科	言語教育専攻	15	30
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	10	20
経済情報研究科	経済情報専攻	10	20

（修業年限）

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、研究教育計画によっては2年

を超えることができる。

(在学年限)

第6条 学生は、標準修業年限の3倍を超えて在学することはできない。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園の創立記念日 10月22日

2 学長は、必要があると認める場合は、前項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業及び研究指導)

第10条 本大学院の研究教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第11条 各研究科における講座、研究分野及び授業科目の種類並びに単位数は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

(履修方法)

第12条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

2 履修は、次の各号の基準により、各研究科委員会の定めるところによって行うものとする。

(1) 統合された学習計画

本大学院においては、単に個別的な授業科目の履修による修得単位数の累積によって修了とせず、総合的な幅広い高度の専門性を与えるため、学生の専攻分野に係る大講座（以下「専攻講座」という。）の合教員及び複数の教員グループの合議に基づく指導の下に作成した講義、演習等の学習計画に従って、履修させる。

(2) 選択領域の設定

専攻講座以外の研究教育分野の授業科目は、学習の基盤を広めるための選択科目とし、選択科目の単位が過大とならないよう、専攻講座の計画的指導によって選択履修

させる。

(3) 研究指導

修士論文作成のための研究指導に当っては、現場での実践的課題を採りあげること
も考慮する。

(4) 他専攻、他大学の単位取得

指導教員の示唆により、他専攻、他大学の聴講あるいは単位の取得を積極的に奨め
る。

(5) 授業時間

有職者の受入れを積極的に進めるため、授業は、昼間から夜間にかけて、年間を通
じて行う。

(6) 学習形態

授業年限の弾力化、在学年限の長期化等の制度により、有職者等の多様な学習形態
を可能ならしめる。

(単位計算)

第13条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容
をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育的効果、授
業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもつ
て1単位とすることがある。

(3) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修届)

第14条 授業科目を履修しようとするときは、所定の履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。

第16条 単位の認定は、学期末又は学年末に行う。

(成績の評価)

第17条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類に分け、優、良及び可の成績
を合格とする。

第18条 病気、事故その他やむを得ない事情により、試験を受けることができなかつた者
には、追試験を受けさせることができる。

(他研究科の授業科目の履修)

第19条 学生は、研究科長が必要と認めるときは、他の研究科の授業科目を履修すること
ができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、研究
科委員会の議により第12条第1項に定める単位数に充当することができる。

(他大学院研究科における授業科目の履修等)

第20条 学生が他大学の大学院の授業科目を履修することが、研究教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ当該他大学の大学院と協定のうえ、学生が当該他大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

第21条 学生が外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）において修業することが研究教育上有益であると、研究科委員会において認めるときは、あらかじめ当該外国の大学院等と協定のうえ、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項の協定は、やむを得ない事情により、当該外国の大学院等とあらかじめ協定を行うことが困難な場合は、留学を認めた後に行うことができる。

3 留学を許可された期間のうち1年を限度として、第5条に規定する修業年限に算入することができる。

第22条 第20条の規定により履修した授業科目の修得単位及び前条第1項の規定により留学して得た修学の成果は、研究科委員会の議により本大学院において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により、本大学院において修得したものとみなすことができる単位は、10単位までとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条の2 研究科委員会において研究教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本大学院において修得したものとみなすことができる単位は、10単位までとする。

第3章 入学、休学、復学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要があると認められる場合には、後学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第24条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として学校教育法施行規則第155条第1項各号に掲げられたもの

(入学志願手続)

第25条 入学志願者は、志望する大講座及び研究分野を記入した所定の書類に入学検定料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学者の選考は、面接試験及び論文試験の結果に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第27条 入学を決定された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第28条 学生が、病気その他の理由により休学しようとするときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第29条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第30条 学生は、研究科委員会の議を経たうえで学長の許可を得て、外国の大学院等に留学することができる。

2 前項の留学者については、その留学期間は、第5条の修業年数に含むものとし、第6条の規定の適用に当たっては、在学年限に当該留学期間を加えることができる。

(転研究科)

第31条 転研究科は、考査のうえ、これを許可することがある。

(転入学)

第32条 他の大学院から転入学を志望する者については、考査のうえ、これを許可することがある。

(退学・転学)

第33条 学生が、退学又は他の大学院へ転学しようとするときは、理由を具し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、学長は、これを除籍する。

(1) 在学期間が所定の年数を超える者

(2) 授業料等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者

(3) 死亡又は行方不明の届け出のあった者

(再入学)

第35条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の研究科に入学を志願

する者があるときは、学長は、再入学を許可することがある。

第4章 学位の授与

(学位の種類)

第36条 削除

(学位の授与)

第37条 各研究科に原則として2年以上在学し、各研究科所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、修士の学位を授与する。

2 前項の場合において、各研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第1項の学位は、別に定める。

(教育職員免許状取得)

第38条 本大学院において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。ただし、当該免許教科についての中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得している者でなければならない。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
言語教育研究科	言語教育専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
経済情報研究科	経済情報専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
			情報

第5章 賞 罰

(表彰)

第39条 人物、学業が優秀な学生又は特に推奨すべき行為のあった学生は、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第40条 本大学院の規則に違反し、又は秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の区分は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第6章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託学生

(研究生)

第41条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生を志願することができる者は、大学又は大学院を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第42条 本大学院において、特定の授業科目あるいは特定の研究分野全般を履修することを志願する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として学長が入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生に対し、学長は、その志望により講座あるいは研究分野の全般にわたる履修を許可することがある。

3 科目等履修生は、履修した授業科目につき試験を受けることができる。

4 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学院の学生で、本大学院において、授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学院との協定に基づき、特別聴講学生として学長が入学を許可することがある。

(委託学生)

第44条 本大学院において、特定の授業科目を受講させるため、その構成員を学生として入学させる機関があるときは、選考のうえ、委託学生として学長が入学を許可することがある。

第45条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託学生に関し、必要な事項は別に定める。

第7章 授業料等納付金

(入学検定料、入学金、授業料)

第46条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表4のとおりとする。

2 前項に規定する授業料の徴収の方法及び時期等については、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第47条 休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの

授業料を免除する。

(中途退学、除籍の場合の授業料)

第48条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託学生の入学検定料及び授業料)

第49条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託学生の入学検定料及び授業料の額は、別表5のとおりとする。

(既納付金の取扱い)

第50条 既納付金は、いかなる事情がある場合でもこれを返還しない。

第8章 職員組織及び運営組織

(教員)

第51条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授又は准教授で、授業科目に該当する研究業績を有する者がこれを担当する。ただし、必要に応じて、専任又は兼任の講師に授業を担当させることができる。

(職員)

第52条 本大学院に、必要な事務職員を置く。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第52条の2 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者間の連携体制を確保し、これらの者の協働により職務が行われるよう留意するものとする。

(研究科長)

第53条 各研究科に研究科長を置き、当該研究科に所属する教授をもってこれに充てる。

(運営組織)

第54条 本大学院に、大学院委員会を置き、研究科にそれぞれ研究科委員会を置く。

(大学院委員会)

第55条 大学院委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、議長は学長が指名する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 各研究科長
- (6) 学群長及び各学部長 (学部長と研究科長が同一人である場合を除く。)
- (7) 各研究科の大講座から選出された教授各1名
- (8) 国際交流センター長
- (9) 事務局長

2 大学院委員会は、学長が決定を行うに当たり、本大学院に関する次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則、学位規程その他重要な規則の制定・改廃に関する事項
- (2) 大学院の組織及び運営に関する重要事項
- (3) 各研究科の連絡調整に関する事項
- (4) その他大学院に関する重要事項

3 前2項に定めるもののほか、大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第56条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の教授をもって組織し、研究科長が議長となる。ただし、必要があるときは、研究科の准教授又は講師を加えることができる。

2 研究科委員会は、学長が決定を行うに当たり、次に掲げる事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の運営に必要な規程の制定・改廃に関する事項
- (2) 研究科担当教員に関する事項
- (3) 学生の研究及び指導に関する事項
- (4) 授業科目、研究指導科目の編成及び担当に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、退学、除籍等身分に関する事項
- (6) 試験に関する事項
- (7) 課程の修了に関する事項
- (8) 学位の授与に関する事項
- (9) 学生の賞罰に関する事項

3 研究科委員会は、学長及び研究科長（以下、この項において「学長等」という。）の求めに応じ、学長等が掌る教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

4 研究科長は、学長に対し、研究科委員会の会議の状況についてその要録を提出して報告するものとする。

5 前3項に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 研究指導施設

(施設)

第57条 本大学院に、学生研究室及び演習室を置く。

2 本大学の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導のために使用することができる。

附 則 （平成3年 姫獨大学則第2号）（抄）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年 姫獨大学則第4号）

この学則は、平成3年7月26日から施行する。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第8号)

この学則は、平成3年12月16日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成4年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年 姫獨大学則第3号)

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成4年度以前の入学者については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成4年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年 姫獨大学則第4号)

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成5年度以前の入学者については、改正後の第38条及び別表2法学研究科・法律学専攻の表の規定にかかわらず、同表中、民事訴訟法特殊講義Ⅱの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成6年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年 姫獨大学則第1号)

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成7年度以前の入学者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、同表中、英語学特論Ⅱ及び西欧古典文学研究の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

3 平成7年度以前の入学者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、同表中、法哲学演習、法社会学演習、英米法演習、国際政治学演習、政治思想史演習及び日本の政治演習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成8年 姫獨大学則第2号)

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前の入学者については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成8年度以前の入学者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、同表中、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ及び民法演習Ⅳの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

4 平成9年度以前の入学者については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成9年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年 姫獨大学則第3号)

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の入学者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成11年度以前の入学者については、改正後の別表3の規定にかかわらず、同表中、計量経済学演習、経済学史演習、証券市場システム演習、経済法演習、経済統計演習及び経済モデル分析演習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成13年 姫獨大学則第2号)

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前の入学者の修了単位については、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年 姫獨大学則第4号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 姫獨大学則第4号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者に

については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 姫獨大学則第 4 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 姫獨大学則第 1 号）

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、姫路獨協大学法科大学院学則（平成 15 年 1 月 27 日制定）及び次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 姫路獨協大学大学院法務研究科規程（平成 16 年 4 月 22 日制定）

(2) 姫路獨協大学大学院法務研究科学位規程（平成 18 年 2 月 23 日制定）

(3) 姫路獨協大学大学院法務研究科奨学生規程（平成 16 年 3 月 26 日制定）

(4) 姫路獨協大学大学院法務研究科教授会規程（平成 16 年 4 月 22 日制定）

(5) 姫路獨協大学大学院法務研究科自己評価委員会規程（平成 16 年 6 月 17 日制定）

(6) 姫路獨協大学大学院法務研究科教育改善実施（FD）委員会規程（平成 16 年 4 月 22 日制定）

(7) 姫路獨協大学大学院法務研究科長候補者選考規程（平成 16 年 4 月 22 日制定）

(8) 姫路獨協大学大学院法務研究科教員選考規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）

3 この学則の施行後にした姫路獨協大学法務研究科修了生サポート・センター研修生の行為に対する懲戒の適用については、姫路獨協大学大学院学則の規定の例による。

4 平成 24 年度の入学者については、改正後の別表 2 中「労働法演習」の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

5 平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 姫獨大学則第 2 号）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 姫獨大学則第 4 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 姫獨大学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 姫獨大学則第 7 号）

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 姫獨大学則第 3 号）

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 姫獨大学則第 4 号）

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 姫獨大学則第 2 号）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 姫獨大学則第 5 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 姫獨大学則第 5 号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 姫獨大学則第 2 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 姫獨大学則第 2 号）

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 姫獨大学則第 2 号）

この学則は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。